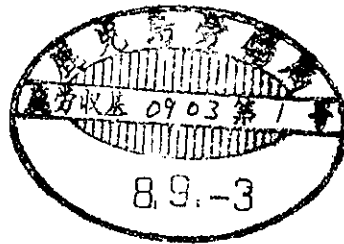


鹿児島労働局長
永野 和則 様



2026 年 9 月 3 日

鹿児島県労働組合総連合

事務局長 福丸

住所 鹿児島県易居町 2 番 1 号有馬ビル

電話番号 099-20

2026 年度鹿児島県最低賃金の改正決定に対する異議申出

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展にむけ、ご尽力いただいている審議員と労働局長をはじめ事務局の皆様にご敬意を表します。物価高騰や経済状況、地域事情など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうと理解いたします。

鹿児島地方最低賃金審議会は、8 月 26 日、今年度の鹿児島県最低賃金の改定について 64 円引上げ 1090 円とする答申されました。この答申は生活するに届かない低額にとどまっており、大変不服です。県民が不安なくあたりまえに暮せる水準について再審議すべきです。私たちは最低賃金法 11 条 2 項の規定に基づき、以下の理由を添えて異議を申し立てます。つきましては、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について私たちの意見を反映させていただき要望いたします。

1. あまりに低すぎる水準

この最低賃金額は、労働者、県民の願い、要求からかけ離れており 1 日 8 時間、週 40 時間働いても、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準に届いていません。ひと月の労働時間 173.8 時間で計算した場合月額額は 189,442 円「1,090 円×173.8 時間」です。月 150 時間では 163,500 円、年額 1,962,000 円、そこから税金などの引き去りがあります。この収入は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの（労働基準法 1 条）や「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することです。8 時間労働を守れないことはもとより、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされ、働いても、働いてもなお苦しい状況です。異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさは年々より大きくなっています。

2. 資料の活用について

全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、時給 1700 円以上が必要となっており、現行の賃金では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。生計費を重視したとの審議会での発言がありましたが、全労連が調査した「最低生計費試算調査」との金額の差に乖離があります。関係労働組合が提出した資料等の活用を審議会で採用していただくようお願いします。

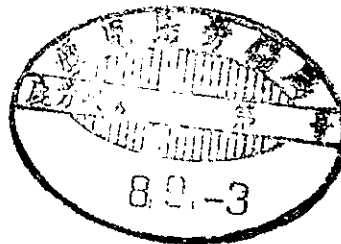
3. 中小企業への公的な支援の拡充を求めます

企業側は、経営は改善傾向にあるとしながら「依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在する」企業の支払い能力の困難さを強調しました。最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（直截な財政支援）（税や社会保障負担の軽減、大企業との適正取引の実現支援）などが不可欠です。社会保険料について、企業規模に応じたものに転換し、中小企業・小規模事業者の負担軽減や、最低賃金引き上げによって手元資金が不足しないように直接的に助成金を支給するなど、すべての中小・小規模事業者が使いやすい制度を創設してください。その際「生産性向上」を必要条件にしないでください。抜本的な中小企業支援策などを国に強く提言していくべきだと考えます。

以上のことから、私たちは今年度の時給 1,090 円とする答申について、時間給ではたらく労働者、最低賃金近傍で働く労働者の方がたが、最低賃金は「生活できるかどうか」のぎりぎりではなく、鹿児島県で働く労働者やその家族が安心してくらしていけるような水準の金額の審議を強く求めます。

以上

鹿児島県最低賃金審議会
会長 川口 俊一 様



2026 年 9 月 3 日

鹿児島県労働組合総連合
事務局長 福丸
住所 鹿児島県易居町 2 番 1 号有馬ビ
電話番号 099-20

2026 年度鹿児島県最低賃金の改正決定に対する異議申出

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展にむけ、ご尽力いただいている審議会会長はじめ審議委員の皆様に敬意を表します。物価高騰や経済状況、地域事情など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうと理解いたします。

鹿児島県最低賃金審議会は、8 月 26 日、今年度の鹿児島県最低賃金の改定について 64 円引上げ 1090 円とする答申されました。この答申は生活するに届かない低額にとどまっております、大変不服です。県民が不安なくあたりまえに暮せる水準について再審議すべきです。

私たちは最低賃金法 11 条 2 項の規定に基づき、以下の理由を添えて異議を申し立てます。

つきましては、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について私たちの意見を反映させていただきたく要望いたします。

1. あまりに低すぎる水準

この最低賃金額は、労働者、県民の願い、要求からかけ離れており 1 日 8 時間、週 40 時間働いても、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準に届いていません。ひと月の労働時間 173.8 時間で計算した場合月額額は 189,442 円「1,090 円×173.8 時間」です。月 150 時間では 163,500 円、年額 1,962,000 円、そこから税金などの引き去りがあります。この収入は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの（労働基準法 1 条）や「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することです。8 時間労働を守れないことはもとより、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされ、働いても、働いてもなお苦しい状況です。異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさは年々より大きくなっています。

2. 資料の活用について

全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、時給 1,700 円以上が必要となっており、現行の賃金では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。生計費を重視したとの審議会での発言がありましたが、全労連が調査した「最低生計費試算調査」との金額の差に乖離があります。関係労働組合が提出した資料等の活用を審議会でも採用していただくようお願いします。

3. 中小企業への公的な支援の拡充を求めます

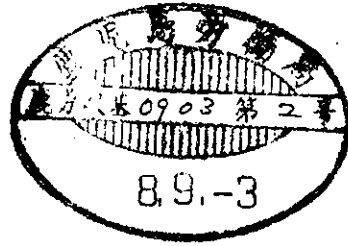
企業側は、経営は改善傾向にあるとしながら「依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在する」企業の支払い能力の困難さを強調しました。最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（直節な財政支援）（税や社会保障負担の軽減、大企業との適正取引の実現支援）などが不可欠です。社会保険料について、企業規模に応じたものに転換し、中小企業・小規模事業者の負担軽減や、最低賃金引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するなど、すべての中小・小規模事業者が使いやすい制度を創設してください。その際「生産性向上」を必要条件にしないでください。抜本的な中小企業支援策などを国や県に強く提言していべきだと考えます。

以上のことから、私たちは今年度の時給 1,090 円とする答申について、時間給ではたらく労働者、最低賃金近傍で働く労働者の方がたが、最低賃金は「生活できるかどうか」のぎりぎりではなく、鹿児島県で働く労働者やその家族が安心してくらしていけるような水準の金額の再審議を強く求めます。

以上

2026 年 9 月 4 日

鹿児島労働局長
永野 和則 様



鹿児島県医療労働組合連

執行委員長 松下

住所 鹿児島市易居町 2 番 1 号有馬ビル

電話番号 099-219-1765

2026 年度鹿児島県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8 月 26 日、鹿児島地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を 64 円引き上げ、1,090 円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第 11 条 2 項および同法施行規則第 8 条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、急激な物価高騰への対応、世界情勢の不安定さから資材不足を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

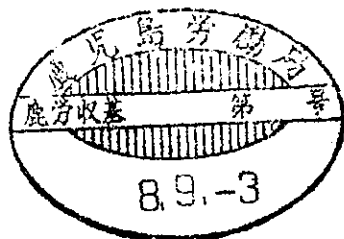
政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から 2024 年度から賃上げ支援策を実施し、2025 年度には補正予算内で処遇改善策、2026 年度には 30 年ぶりの水準となる診療報酬の引き上げと処遇改善のための介護報酬・障害福祉等報酬の臨時改定を行いました。すべてのケア労働者の大幅賃上げにはつながっていません。それどころか、他産業では 3 期連続で 5% 台の賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは追い付かず、全産業平均賃金との格差が拡大しています。とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者においては、十分な補償制度もなく、物価高の影響が日々の暮らしを直撃しています。こうした情勢の下で、答申された金額に大幅な上積みを行い、地域の賃金水準の底上げを図ることは必要不可欠であり、それは可能と考えます。つきましては、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給 1700 円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、答申となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8~9 万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1700 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以 上

鹿児島県最低賃金審議会
会長 川口 俊一 様



2026 年 9 月 4 日

鹿児島県医療労働組合連合会

執行委員長 松下 隆

住所 鹿児島市易居町 2 番 1 号有馬ビル

電話番号 099-219-1765

2026 年度鹿児島県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8 月 26 日、鹿児島地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を 64 円引き上げ、1,090 円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第 11 条 2 項および同法施行規則第 8 条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、急激な物価高騰への対応、世界情勢の不安定さから資材不足を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

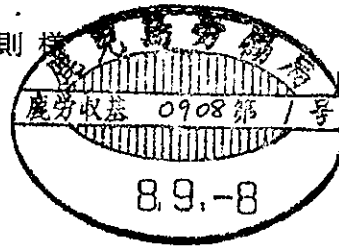
政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から 2024 年度から賃上げ支援策を実施し、2025 年度には補正予算内で処遇改善策、2026 年度には 30 年ぶりの水準となる診療報酬の引き上げと処遇改善のための介護報酬・障害福祉等報酬の臨時改定を行いました。すべてのケア労働者の大幅賃上げにはつながっていません。それどころか、他産業では 3 期連続で 5% 台の賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは追い付かず、全産業平均賃金との格差が拡大しています。とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者においては、十分な補償制度もなく、物価高の影響が日々の暮らしを直撃しています。こうした情勢の下で、答申された金額に大幅な上積みを行い、地域の賃金水準の底上げを図ることは必要不可欠であり、それは可能と考えます。つきましては、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給 1700 円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、答申となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8~9 万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1700 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以 上

鹿児島労働局長 永野 和則 様



鹿児島県自治体関連労働組合総連合
執行委員長 柳田 庫呂
鹿児島市西千石町 14-9 クレール
(電話) 099-292-8580 (FAX) 099-

令和 8 年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は 8 月 26 日、県内の最低賃金を現行時間額 1026 円から 64 円引き上げ、時間額 1,090 円とするよう鹿児島労働局長に答申しました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と労働力人口の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安 56 円に 8 円をプラスするとの結論は極めて意義深いものです。しかし、改定額 1,090 円は昨年の上げ幅 73 円を下回り、急激な物価高に追いついておらず、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であると考えます。したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額 1,090 円とすることは不服です。日本自治体労働組合総連合（自治労連）は 2026 年 8 月 29 日に全国いっせい生計費試算調査の 20 代・単身世帯に関する分析結果をまとめ、「あるべき賃金水準」は月額で約 29 万円、時給で約 1900 円となることを発表しています。これに基づき、時間額 1900 円以上とすることを求めます。
- 2、地方に住んでいても大都市と生活費は変わりません。都道府県毎の最低賃金制度は賃金の高い地域に人口が流出します。全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めてください。
- 3、すべての中小企業が活用できる支援策を大幅に拡充することを国・県に要請してください。
- 4、審議員の選出方法が不明であり、2 者協議の傍聴が許可されておりません。審議員を民主的に選出し、すべての議論の傍聴を認めてください。
- 5、できるだけ多くの労働者が意見陳述できるようにしてください。

【異議申出の主旨】

- (1) 憲法 25 条に立脚し、「健康で文化的な最低限の生活を」営める賃金を

鹿児島地方審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安 56 円を 8 円うわまわる引き上げを決定し、全国で 2 番目に高い上げ幅とした貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきましても、意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

ただ、私たちが求めている「時給 1,900 円」には遠くおよんでおらず、時間額 1,090 円を年間 1,800 時間の労働時間で換算しても 1,962,000 円にとどまり、健康で文化的な生活を送るに十分な水準からはほど遠く、ワーキングプアの状況です。これには、到底納得できず、異議を申し立てざるを得ません。鹿児島地方最低賃金審議会において、あらためて「法の趣旨を踏まえた」議論をお願いするものです。「最低賃金は人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきであり、人としてその水準に達しているか」（最低賃金法第一条）を基本に捉えて改めて審議をお願いします。

- (2) 中小企業・小規模事業所への大幅支援拡充を

現在の中小企業・小規模事業所への支援策は、すべての企業にとって活用しやすいとは考えづらいものです。すべての企業が活用できる支援策に拡充することを政府、県に要請してください。

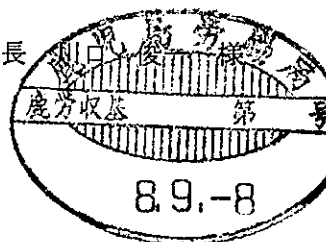
- (3) 審議員の選出方法および議論全体を透明公正に

審議員の選出過程が明らかにされておらず、2 者協議も傍聴できず、民主的な手続きのなかで最低賃金が決まっているのか疑義が生じます。透明公正な選出方法を担保してください。

- (4) できるだけ多くの労働者の声を議論に反映させる必要があります。多くの労働者が意見陳述できるように十分な時間を確保してください。

以上

鹿児島地方最低賃金審議会会長



鹿児島県自治体関連労働組合総連

執行委員長 柳田 庫呂

鹿児島市西千石町 14-9 クレール

(電話) 099-292-8580 (FAX) 099-292-8581

令和8年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月26日、県内の最低賃金を現行時間額1026円から64円引き上げ、時間額1,090円とするよう鹿児島労働局長に答申しました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と労働力人口の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安56円に8円をプラスするとの結論は極めて意義深いものです。しかし、改定額1,090円は昨年の上げ幅73円を下回り、急激な物価高に追いついておらず、憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であると考えます。したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 6、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1,090円とすることは不服です。日本自治体労働組合総連合（自治労連）は2026年8月29日に全国いっせい生計費試算調査の20代・単身世帯に関する分析結果をまとめ、「あるべき賃金水準」は月額で約29万円、時給で約1900円となることを発表しています。これに基づき、時間額1900円以上とすることを求めます。
- 7、地方に住んでいても大都市と生活費は変わりません。都道府県毎の最低賃金制度は賃金の高い地域に人口が流出します。全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めてください。
- 8、すべての中小企業が活用できる支援策を大幅に拡充することを国・県に要請してください。
- 9、審議員の選出方法が不明であり、2者協議の傍聴が許可されておりません。審議員を民主的に選出し、すべての議論の傍聴を認めてください。
- 10、できるだけ多くの労働者が意見陳述できるようにしてください。

【異議申出の主旨】

- (1) 憲法25条に立脚し、「健康で文化的な最低限の生活を」営める賃金を

鹿児島地方審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安56円を8円うわまわる引き上げを決定し、全国で2番目に高い上げ幅とした貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきましても、意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

ただ、私たちが求めている「時給1,900円」には遠くおよんでおらず、時間額1,090円を年間1,800時間の労働時間で換算しても1,962,000円にとどまり、健康で文化的な生活を送るに十分な水準からはほど遠く、ワーキングプアの状況です。これには、到底納得できず、異議を申し立てざるを得ません。鹿児島地方最低賃金審議会において、あらためて「法の趣旨を踏まえた」議論をお願いするものです。「最低賃金は人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきであり、人としてその水準に達しているか」（最低賃金法第一条）を基本に捉えて改めて審議をお願いします。

- (2) 中小企業・小規模事業所への大幅支援拡充を

現在の中小企業・小規模事業所への支援策は、すべての企業にとって活用しやすいとは考えづらいものです。すべての企業が活用できる支援策に拡充することを政府、県に要請してください。

- (3) 審議員の選出方法および議論全体を透明公正に

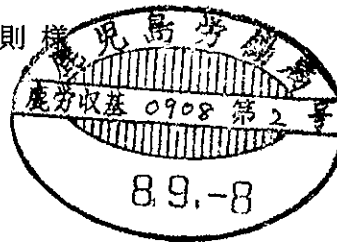
審議員の選出過程が明らかにされておらず、2者協議も傍聴できず、民主的な手続きのなかで最低賃金が決まっているのか疑義が生じます。透明公正な選出方法を担保してください。

- (4) できるだけ多くの労働者の声を議論に反映させる必要があります。多くの労働者が意見陳述できるように十分な時間を確保してください。

以上

2026 年 9 月 10 日

鹿児島労働局長 永野 和則 様



かごしま公務公共一般労働組
執行委員長 上村 さよ子
鹿児島市西千石町 14-9 クレ
(電話) 099-292-8580 (FAX)

2 号

令和 8 年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

県内の最低賃金を現行時間額 1026 円から目安 56 円に 8 円プラスし、全国で 2 番目に高い上げ幅を鹿児島地方最低賃金審議会が鹿児島労働局長に答申したことは、異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、労働局、審議員等のご奮闘によるものであり、感謝申し上げます。

しかしながら、この額は、急激な物価高に追いついておらず、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であり、働いても生活が苦しいワーキングプアの労働者を放置するものと考えます。働いてもまともに生活ができない労働者を放置してしまうことは、消費が冷え込み、ますます、経済が悪化し、企業にとっても、社会にとっても、望むべき姿ではないと考えます。

ワーキングプアの解消には、賃金の大幅な引上げは必修です。日本自治体労働組合総連合（自治労連）は 2026 年 8 月 29 日に全国いっせい生計費試算調査の 20 代・単身世帯に関する分析結果をまとめ、「あるべき賃金水準」は月額で約 29 万円、時給で約 1900 円となることを発表しています。これに基づき、時間額 1900 円以上とすることを求めます。つきましては、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し、異議を申し出ます。

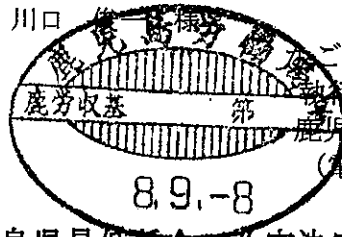
同時に、最低賃金を大幅に引上げるとともに、すべての企業が賃上げを行えるような支援策を国や県が施すことを国や県に要請してください。

また、最低賃金近傍で働く労働者の意見が議論に十分に反映されているか疑問が残ります。意見陳述の場を十分に確保し、“当事者”自身が最低賃金改定の議論ができるように、“当事者”を審議員に選出することもあわせて要望します。

以上。

2026 年 9 月 10 日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 川口 修一様



なごしま公務公共一般労働組合

執行委員長 上村 さよ子

鹿児島市西千石町 14-9 クレ

(電話) 099-292-8580 (FAX)

202 号

81

令和 8 年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

県内の最低賃金を現行時間額 1026 円から目安 56 円に 8 円プラスし、全国で 2 番目に高い上げ幅を鹿児島地方最低賃金審議会が鹿児島労働局長に答申したことは、異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、労働局、審議員等のご奮闘によるものであり、感謝申し上げます。

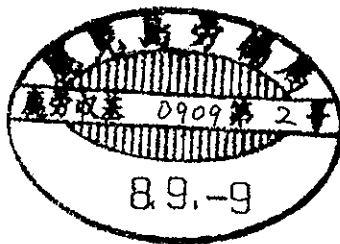
しかしながら、この額は、急激な物価高に追いついておらず、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であり、働いても生活が苦しいワーキングプアの労働者を放置するものと考えます。働いてもまともに生活ができない労働者を放置してしまうことは、消費が冷え込み、ますます、経済が悪化し、企業にとっても、社会にとっても、望むべき姿ではないと考えます。

ワーキングプアの解消には、賃金の大幅な引上げは必修です。日本自治体労働組合総連合（自治労連）は 2026 年 8 月 29 日に全国いっせい生計費試算調査の 20 代・単身世帯に関する分析結果をまとめ、「あるべき賃金水準」は月額で約 29 万円、時給で約 1900 円となることを発表しています。これに基づき、時間額 1900 円以上とすることを求めます。つきましては、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し、異議を申し出ます。

同時に、最低賃金を大幅に引上げるとともに、すべての企業が賃上げを行えるような支援策を国や県が施すことを国や県に要請してください。

また、最低賃金近傍で働く労働者の意見が議論に十分に反映されているか疑問が残ります。意見陳述の場を十分に確保し、“当事者”自身が最低賃金改定の議論ができるように、“当事者”を審議員に選出することもあわせて要望します。

以上。



2026年9月9日
鹿児島市広木1丁目1番1号
コープかごしま労働組合
執行委員長 清川

2026年度鹿児島県最低賃金の改定決定答申に対する異議申出書

2026年度鹿児島県最低賃金審議会による鹿児島県最低賃金の改定答申に対し、物価高騰が続く中で県内労働者の生活を支えるべく示された引き上げへのご尽力と、審議における傍聴、意見陳述の機会確保等の取り組みに感謝申し上げます。しかしながら、提示された改定額は、物価高に直撃されている労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むには依然として十分とは言えません。

したがって、「鹿児島県最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1.本年の鹿児島県最低賃金決定答申の改定時間額1,090円について不服とします。
- 2.本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1,700円以上とすることを求めます。
- 3.中小零細企業への公的支援策の拡充および条件緩和を国へ強く要請することを求めます。

【異議申出の主旨】

1.生活コスト高騰に耐えうる最低賃金額（1,700円以上）への引き上げ

県内では非正規労働者を中心に多くの労働者の賃金が最低賃金近傍に固定されています。長引く原材料・エネルギー価格高騰や円安に伴う物価高は家計を圧迫し続けており、8時間働いても普通に暮らせない深刻な状況が続いています。鹿児島県労連が行った最低生計費調査の結果からも「生活の維持には時給1,700円以上が必要」であることは明白であり、人出不足の解消と地域経済の好循環を実現するためにも、実効性のある更なる大幅引き上げが必要です。

2.中小零細企業に対する実質的な公的支援の拡充

最低賃金の大幅引き上げを確実に実施、定着させるためには、中小零細企業への配慮が不可欠です。直接的な財政支援、税・社会保障費負担の軽減、大企業との適正取引（価格転嫁）の推進など、利用しやすい制度への見直しと柔軟な運用を国や県に強く提言、要請いただくよう求めます。

3.全国一律最賃制度の実現と地域間格差の更なる解消

鹿児島県では新規高卒者等の県外流出が懸念されており、若者や優秀な人材を惹きつけるためにも賃金水準の底上げが急務です。近年の引き上げにより最高額地域（東京）との金額差は200円を切るまでに縮小が見られたものの、依然として残る地域差は人口流出や若年層の生活負担につながっています。全国一律最低賃金制度の実現を目指しつつ、鹿児島で生まれ育った若者が安心して働き続けられるよう、時間額1,700円以上の引き上げによる格差の完全解消を求めます。

以上

2026 年 9 月 10 日

鹿児島県労働局長 永野 和則様



自治労連むぎのめ労働組

執行委員長 谷口優子

鹿児島市西千石町 14-9 千石 202 号室

電話 099-292-8580 FAX099-292-8581

令和 8 年度 鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島県の最低賃金を、現行の 1,026 円から 64 円引き上げ 1,090 円とされたこと、物価高騰が続く中で目安を上回る引上げを行っていただいたことに、まず感謝申し上げます。

「むぎのめ労働組合」は、「社会福祉法人麦の芽福祉会」の職員でつくる労働組合です。当法人は障害福祉サービスを提供する法人であり、国の報酬制度に基づき運営されています。

地域で暮らす障害者の暮らしを支えるこの仕事は、大きな責任と高度な専門性を必要とし、非常にやりがいのある仕事です。しかし、賃金は他産業の平均より約 10 万円低いといわれ、人材流出や人手不足の大きな要因となっています。

最低賃金は毎年引き上げられていますが、障害福祉の報酬改定は最低賃金の引き上げに追いついていません。

昨年度、最低賃金が 1,026 円となり、当法人でも、非常勤職員の時給は 955 円から 1,026 円に引き上げられましたが、正規職員の給料表は見直されず、1 号給 (160,000 円)、2 号給 (162,500 円) が最低賃金を割りました。

当法人の所定労働日数は年間 240 日 (= 月 20 日) であり、今年度の最低賃金 1,090 円を月給換算すると 174,400 円 となります。したがって、今年の最低賃金引き上げにより、5 号給 (172,500 円) までは最低賃金を割ることになります。

法人は「福祉・介護職員等処遇改善加算、介護職員等処遇改善加算など (以下、「処遇改善加算」) を原資とする手当を含めれば最低賃金を割らない」と説明していますが、処遇改善加算の目的を踏まえると、処遇改善加算を原資とした手当等を含めた時給と最低賃金を比較することは制度の趣旨に反します。

さらに、今年度は非常勤職員の時給についても処遇改善加算を原資とする手当を含めて最低賃金を満たす案が示されており、含めなければ最低賃金割れとなる状況です。

これでは、専門性の高い福祉職の賃金が、最低賃金に近い賃金に固定化されてしまいます。

そもそも、当法人の正規職員給料表の最上位等級 (38~43 号給) は 251,000 円 であり、全国の大卒初任給の平均 (約 265,000 円) を下回っています。

このような賃金水準では、障害福祉の仕事に夢を持って入職した職員が、誇りを持って長く働き続けることは困難です。

これまでも、低賃金を理由に、多くの職員が職場を離れていきました。

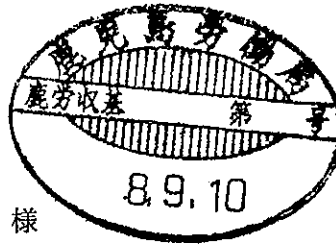
本異議申出は、法人を批判するものではなく、障害福祉に携わる職員が憲法 25 条の「健康で文化的な生活」を保障されるために、最低賃金制度と報酬制度の改善を求めるものです。

以上の理由から、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1. 日本自治体労働組合総連合（自治労連）は 2026 年 8 月 29 日に全国いっせい生計費試算調査の 20 代・単身世帯に関する分析結果をまとめ、「あるべき賃金水準」は月額で約 29 万円、時給で約 1900 円となることを発表しています。これに基づき、時間額 1900 円以上とすることを求めます。
2. 全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めてください
3. 障害福祉・介護に携わる労働者の賃金水準が全産業平均より大幅に低いことを踏まえ、特定最低賃金を創設し、他産業平均に追いつく水準に設定してください
4. 障害福祉報酬・介護報酬を抜本的に引上げ、国庫負担割合を増やすことを国に要請してください
5. 県および各自治体に対し、障害福祉・介護に携わる労働者の賃上げのための支援（事業者向け・労働者向け）を拡充することを要請してください

以上



2026年9月10日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 川口 俊一 様

自治労連むぎのめ労働組

執行委員長 谷口優子

鹿児島市西千石町 14-9 石 202 号室

電話 099-292-8580 FAX 099-292-8581

令和8年度 鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島県の最低賃金を、現行の 1,026 円から 64 円引き上げ 1,090 円とされたこと、物価高騰が続く中で目安を上回る引上げを行っていただいたことに、まず感謝申し上げます。

「むぎのめ労働組合」は、「社会福祉法人麦の芽福祉会」の職員でつくる労働組合です。当法人は障害福祉サービスを提供する法人であり、国の報酬制度に基づき運営されています。

地域で暮らす障害者の暮らしを支えるこの仕事は、大きな責任と高度な専門性を必要とし、非常にやりがいのある仕事です。しかし、賃金は他産業の平均より約 10 万円低いといわれ、人材流出や人手不足の大きな要因となっています。

最低賃金は毎年引き上げられていますが、障害福祉の報酬改定は最低賃金の引き上げに追いついていません。

昨年度、最低賃金が 1,026 円となり、当法人でも、非常勤職員の時給は 955 円から 1,026 円に引き上げられましたが、正規職員の給料表は見直されず、1 号給 (160,000 円)、2 号給 (162,500 円) が最低賃金を割りました。

当法人の所定労働日数は年間 240 日 (= 月 20 日) であり、今年度の最低賃金 1,090 円を月給換算すると 174,400 円 となります。したがって、今年の最低賃金引き上げにより、5 号給 (172,500 円) までは最低賃金を割ることになります。

法人は「福祉・介護職員等処遇改善加算、介護職員等処遇改善加算など (以下、「処遇改善加算」) を原資とする手当を含めれば最低賃金を割らない」と説明していますが、処遇改善加算の目的を踏まえると、処遇改善加算を原資とした手当等を含めた時給と最低賃金を比較することは制度の趣旨に反します。

さらに、今年度は非常勤職員の時給についても処遇改善加算を原資とする手当を含めて最低賃金を満たす案が示されており、含めなければ最低賃金割れとなる状況です。

これでは、専門性の高い福祉職の賃金が、最低賃金に近い賃金に固定化されてしまいます。

そもそも、当法人の正規職員給料表の最上位等級 (38~43 号給) は 251,000 円 であり、全国の大卒初任給の平均 (約 265,000 円) を下回っています。

このような賃金水準では、障害福祉の仕事に夢を持って入職した職員が、誇りを持って長く働き続けることは困難です。

これまでも、低賃金を理由に、多くの職員が職場を離れていきました。

本異議申出は、法人を批判するものではなく、障害福祉に携わる職員が憲法 25 条の「健康で文化的な生活」を保障されるために、最低賃金制度と報酬制度の改善を求めるものです。

以上の理由から、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1. 日本自治体労働組合総連合（自治労連）は 2026 年 8 月 29 日に全国いっせい生計費試算調査の 20 代・単身世帯に関する分析結果をまとめ、「あるべき賃金水準」は月額で約 29 万円、時給で約 1900 円となることを発表しています。これに基づき、時間額 1900 円以上とすることを求めます。
2. 全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めてください
3. 障害福祉・介護に携わる労働者の賃金水準が全産業平均より大幅に低いことを踏まえ、特定最低賃金を創設し、他産業平均に追いつく水準に設定してください
4. 障害福祉報酬・介護報酬を抜本的に引上げ、国庫負担割合を増やすことを国に要請してください
5. 県および各自治体に対し、障害福祉・介護に携わる労働者の賃上げのための支援（事業者向け・労働者向け）を拡充することを要請してください

以上